

日本産業規格の名称変更に伴う鉱山保安法施行規則等の改正について

○鉱山保安法施行規則の一部改正

経済産業省令第十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣 世耕 弘成

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令 *[抜粋]*

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第五十五条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号ロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十九条及び第四十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第五十六条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号イ及びロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十一条及び第三十五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正

経済産業省令第三十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

経済産業大臣 世耕 弘成

鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 *[抜粋]*

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第一条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。